

米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和7年1月号）

1 令和7年産の需要に応じた生産・販売の推進に向けた見直し

令和6年度において端境期における主食用米の一時的な品薄状態が生じるなど、需給環境に変化が生じています。令和7年産以降、全国の作付動向も踏まえて各産地が需要に応じ、機動的に生産量を確保できるよう**3つの見直し**を行います。

01 産地との密な意見交換

きめ細やかな情報提供

全国会議や県単位でのキャラバンに加えて、地域の実情を踏まえ、**地方単位のブロック会議**を開催し、産地と密な意見交換を実施。

02 作付意向調査での面積情報の公表

きめ細やかな情報提供

作付意向調査（1月末、4月末、6月末の各時点）について、従来の矢印情報（前年実績からの増減）に加え、**面積情報**（全国、都道府県）を公表。

03 取組計画の変更受付

機動的な取組計画の変更

6月末を提出期限とする加工用米・新規需要米の取組計画書については、**認定から届出**に変更予定。
また、提出された取組計画については、**8月20日まで変更を受付**。
ただし、**以下の条件**を満たす場合に限り。

☆6月末までに提出した取組計画であること ☆需要者との契約変更に係る同意が得られていること

需要者との販売契約においては、契約不履行による違約事項が含まれており、生産者側からの一方的な契約破棄は認められません。

※ご不明な点等ございましたら、北陸農政局生産部生産振興課又は、お近くの県拠点へお問い合わせください。

2 令和7年度農林水産予算概算決定の概要について

令和7年度の関係予算が決定されました。農林水産省ホームページには、令和7年度農林水産予算概算決定の概要が掲載されておりますので、ご確認ください。

令和7年産農林水産予算概算決定の概要掲載ページ <https://www.maff.go.jp/j/budget/r7kettei.html>

- 水田活用の直接支払交付金等 https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7kettei_pr1.pdf
- コメ新市場開拓等促進事業 https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7kettei_pr2.pdf
- 小麦・大豆の国産化の推進 https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7kettei_pr4.pdf

令和6年能登半島地震及び9月20日からの大雨に関する情報

農林水産省は、地震・大雨の二重災害からの農地復旧・営農再開までの国の支援について一枚にまとめた資料を公開しています。どのような支援が受けられるのかを整理しておりますので、ぜひご活用ください。

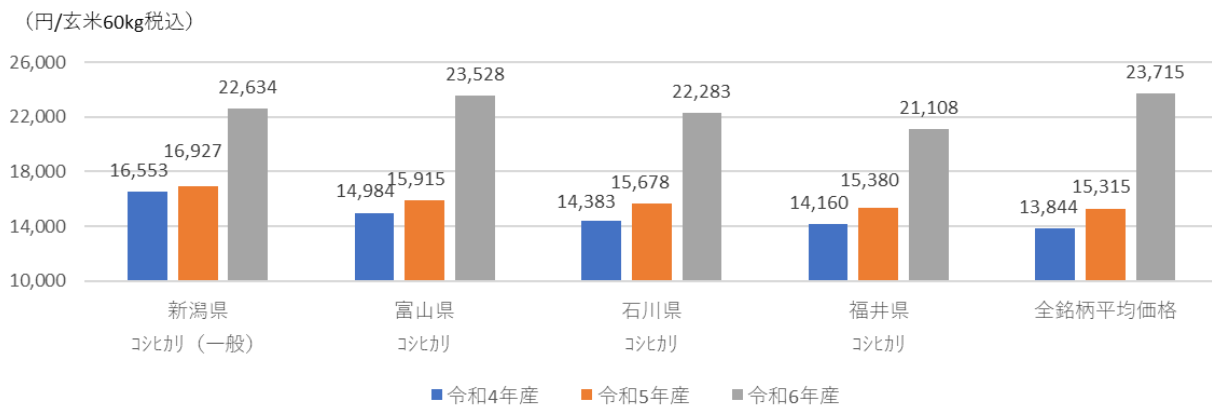
資料URL：<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-184.pdf>

営農再開に向けた現地相談窓口においても引き続きご相談を受け付け対応しております。
支援や相談窓口の詳細は[こちら](#)（🖱️クリック）、または右記二次元コードからご覧ください。



1 米の相対取引価格

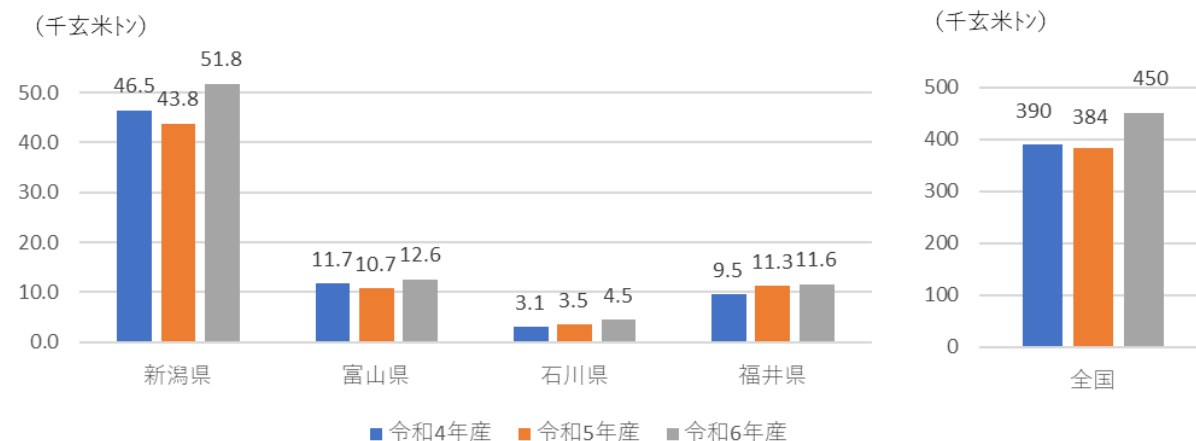
令和4年産及び、令和5年産は出回りから翌年10月まで、
令和6年産は出回りから令和6年12月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品等8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している（5年産は速報値）
7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している

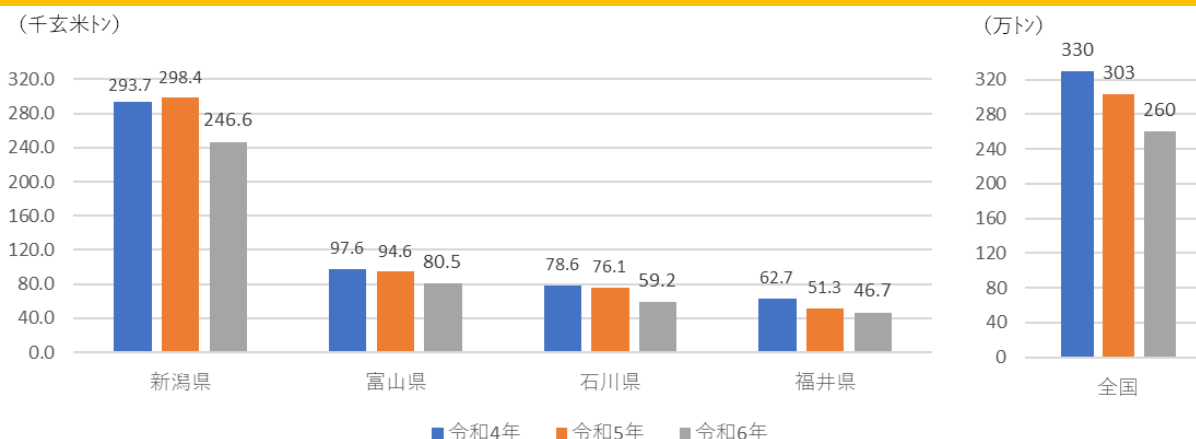
2 米の産地別販売状況（11月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（11月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

農林水産省 北陸農政局

